

【参考1】

大市民消費第35号
令和7年9月5日

大阪市消費者保護審議会
会長 松井 和彦 様

大阪市長 横山 英幸
(担当:大阪市消費者センター)

大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について(諮問)

標題について、大阪市消費者保護条例第33条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諒問事項

大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について

2 諒問題旨

国は、食品表示基準について国際基準への整合化を推進する方針を打ち出し、食品供給のグローバル化の進展に伴い、合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、国際基準との整合性も踏まえながら、有識者から成る懇談会等で順次議論を進めているところです。

特に、個別品目ごとの食品表示ルールについては、横断的な表示ルールが策定されてから本格的な見直しを行っていなかったため、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情等を踏まえ検討が進められ、令和7年3月に所用の改正を行い、3月 28 日施行、ただし、調理冷凍食品に関する規定は、令和8年4月1日施行となりました。

調理冷凍食品については、本市では大阪市消費者保護条例に基づいて商品の品質表示基準を定め、国の食品表示基準を補完する役割を果たしてきたところです。

今般、調理冷凍食品の食品表示基準の個別表示ルールが廃止されることから、本市における表示の取扱いについて貴審議会においてご審議いただきたく諮問いたします。

3 答申希望時期

令和8年1月